

令和6年度 千葉市立末広中学校PTA活動について

1 方針

活動を再開する。ただし、組織や活動内容については大幅に見直す。

2 会員

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者及び教職員の中で、協賛の意思がある者とする。
- (2) 「協賛の意思がある者」とは、次の事項を1つ以上満たした者をいう。
 - ① 賛助金(年費3,000円)を支払った者。
 - ② 協力員(ボランティア)活動に参加した者。
- (3) 会員名簿は作成しない。

3 役員

- (1) 役員は公募によるものとし、希望がなければ不在とする。
- (2) 役員希望がない場合は当面、顧問・教頭を中心に活動を継続する。賛助金集金案内文書の代表者名は顧問とする。
- (3) 会計監査員は、生徒会本部役員の保護者1名とする。

4 活動

次の2つに絞る。

- (1) 賛助金の集金（賛助金への協力は任意、集金方法については手集金とする。集金日は5月中旬）
 - ・集めた賛助金は、顧問との連携により教頭が執行する。
- (2) 協力員(ボランティア)活動
 - ・年数回、顧問と教頭が企画し活動する。案内文書は全保護者に配布する。
(学区危険箇所見回り・校内修繕保全活動・体育祭など学校行事のお手伝いなど)

5 会計

賛助金は部活動登録費、学校傷害保険料、入学式・卒業式の胸花代などに使用する。会計報告は顧問と教頭で作成し、保護者代表の監査を受ける。報告は全保護者に配布する。